

自主防災会防災計画

年 月 日作成

1 目的

この計画は、_____自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食給水に関すること。
- (9) 避難行動要支援者に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別紙のとおり組織を編成する。会員は、地区内に災害が発生した場合、会長の指示により災害活動に従事する。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発
 - ① 防災組織及び防災計画に関すること。
 - ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
 - ③ 地域周辺の状況に応じた、防災知識に関すること。
 - ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - ⑤ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法
 - ① パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布及び掲示
 - ② 座談会、講演会等の開催
- (3) 実施時期

防災の日、防災週間、火災予防運動週間、防災強化月間に行うほか随時実施する。

5 防災訓練

大規模災害時に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 個別訓練

- ① 情報の収集、伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 資器材取扱訓練
- ④ 避難誘導訓練
- ⑤ 救出救護訓練
- ⑥ 給食、給水訓練
- ⑦ 図上訓練

(2) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(3) 実施時期

総合訓練は、原則として年1回以上、個別訓練は随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確にかつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集等を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は地区内の防災情報、災害状況を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達の方法は、防災無線、電話、ハンドマイク等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大災害時には、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので各家庭においては出火防止に留意し、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気器具及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性危険物品の保管状況
- ③ 消火器具の状況
- ④ その他建築物等危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、消火班は一致協力し消火器等を使用して、迅速に消火活動を行わなければならない。この場合、現場付近のものは消火活動に積極的に協力する。

8 救出救護

(1) 救出救護

建物の倒壊、落下物等により救出救護を要するものが生じたときは、直ちに救出活動を行う。この場合、現場付近のものは救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要すると判断したときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要と判断したときは、防災関係機関の出勤を要請する。

9 避難誘導

災害発生時、及び火災の延焼拡大等により、地域住民に危険が生じ、または生じる恐れがあると判断したときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の高齢者等避難及び避難指示が出たとき、または会長が必要であると認めたとき、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

指定避難所

自主避難施設又は自主避難場所

(集会所など)

(公園など)

10 給食給水

避難場所における給食給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、地域内において給食し得る食料品の確保、炊き出し等を実施するほか、市からの配給または他から提供された食料等の受領及び配分などの給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、水道・井戸等により確保した飲料水、または市から提供された飲料水により給水活動を行う。

11 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者台帳・マップ等を作成し、市、民生委員等と連絡を取り合い避難行動要支援者の把握に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出救護活動について、予め検討し訓練等に反映させる。

(3) 災害発生時の支援

市から避難準備情報が伝達された場合、避難行動要支援者に連絡し、必要に応じて避難の支援を行う。

12 防災資器材

(1) 保管場所

(2) 資器材点検

毎年2回以上、資器材の点検を行う。

13 その他

前各号による活動のほか、必要に応じて特別班を編成する。